

大気汚染医療費助成制度に係る個人番号利用事務への追加について

区では、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）に基づき、「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」（昭和47年東京都条例第117号）に係る事務のうち、医療費助成申請の受理、対象疾病の認定及び医療券の交付等を行っています。

この制度は、大気汚染の影響を受けて疾病（気管支ぜん息等）にかかった方に対し、一定の要件を満たす場合に医療費を助成する、東京都独自の制度です。

今般、東京都は、本年10月から、マイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて当該制度の資格情報を確認できる仕組みとして、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム「Public Medical Hub」（以下「PMH」といいます。）を活用した受付を開始する予定です。

これを踏まえ、区においても、当該事務を個人番号利用事務に追加します。

1 実施内容

当該事務を個人番号利用事務に追加し、PMHとの情報連携を行うことで、申請等にマイナンバーカード（マイナ保険証）を提示することにより、資格情報を確認するために必要な書類（住民票の写し及び医療保険資格確認書類）の提出を省略可能とします。

また、受給者は、医療機関でマイナンバーカード（マイナ保険証）を提示することにより、窓口で紙の医療券を使用することなく、医療費助成を受けることが可能となります。

2 港区における受給者数

414名（令和8年3月31日現在）

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年	6月	令和8年第2回港区議会定例会 （条例の一部改正案の提出：総務常任委員会） 個人情報保護委員会への情報連携のための届出
令和9年	2月	個人情報保護委員会からの届出事項の公表
	4月	個人番号の利用開始